

生保裁判連 ニュース

第七十号 二〇二〇年十一月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(〇七五 二四一 一二四四)



生保裁判連・第26回総会が開催されました！！

東京都三多摩・国分寺市で2020年10月18日に全国生活保護裁判連絡会第26回総会交流会が開催されました。コロナ禍の下、当日は会場での参加とオンラインでの参加を合わせて62人の方が出席されました。

基調講演は「社会保障の立て直しと生活保護の役割」と題して都留文科大学名誉教授の後藤道夫さんが、資料をたくさん駆使しながら分かりやすく話されました。

三本の特別報告の後、午後は第一分科会「あるべき生活保護の運用」、第二分科会「路上生活からの住宅確保、新型コロナウイルス感染症と生活保護」の二つの分科会を開催し、活発な議論が行われました。

今号では当日の様子をお伝えします。

基調講演

事務局・吉田雄大

基調講演として、後藤道夫さん(都留文科大学名誉教授、立川市生活保護を見守る会代表)が「社会保障の立て直しと生活保護の役割」とのテーマで話されました。

後藤先生は、COVID19によって「これが21世紀日本か」と疑うような厳しい暮らしが可視化されたと言います。とりわけ母子世帯が最も深刻とのことでした。根本的な問題は、一人ひとりが「ふつうに暮らせる賃金」が実現しないことだと後藤先生は言います。3人世帯の政府の貧困ライン名目値(211万円)は保護基準のそれ(273万円)を大きく下回り、母子世帯に膨大な漏給層があることが統計上も見て取れます。

また、コロナ禍において若年層も悲惨な状況に陥っています。学生の出身世帯はいわゆる最貧層ではないはずですが、子どもを大学に通わせつつもパート収入が家計維持に欠かせない家庭が普通で、少シアクシデントが生じただけでたちまち生活に行き詰まる世帯も多い実態です。学生アルバイトの7割が自宅生で、今や生まれ育った地域を離れ大学に通うこと自体が難しい状況です。こうした実態についての量的調査は皆無とのこと。貧困は長期的にも拡大しており、下1

割は「極貧」と言っても過言ではありません。その最大要因は賃金規範の崩壊と男性賃金の低下による世帯構成の困難とにあると、後藤先生は言われます。中でもブルーカラーの正規雇用男性は日本型雇用の崩壊を端的に表しています。年功型での賃金上昇が失われ、単独の働き手として世帯を切り盛りするのは今や不可能です。年齢とともに賃金上昇がかるうじて残っているホワイトカラーとは、賃金の上がり方が大きく変わってきています。

現在は若者が自立してミニマムな暮らしをするのも困難で、生活を切り詰めるか、親に頼るか、パートナーたる男性に経済的に頼るかの選択肢しかない状況になってしまっています。のみならず、子育て世代と思われる40代の所得階層に目を転じて、今や「結婚して子どもを育てること」が困難な状況です。「子育て世帯」は年々激減し、「夫婦子どもなし世帯」「親元にいる40代」「一人暮らしの40代」が増加しています。少子化の問題として語られることが多いものの、これは貧困問題として、貧困がもたらした結果であり世帯全体でダブル対応力が下がっていることを表す問題だと、後藤先生は指摘します。

男性中心家族モデルも崩壊していますが、これは問題の半分を表すに過ぎず「非正規で働く女性も家計の柱の一つに

ならざるを得ない」ことが現に起きています。「家計補助」ではなく「家計分担」というべき実態ですが、この部分に関する十分なデータがないと後藤先生は言われます。

さらに後藤先生は、非正規労働者のうち「週21時間未満」の労働者が激増している点に着目します。雇用主にとって「この人の生活を保つために給与を払っている」という感覚が失われ、雇用規範も崩壊し、細切れの労働力が「ただの商品」として取り扱われる温床になっているとのこと。雇用動向調査を見ると男女とも離職期間の短縮傾向が顕著で、「失業保険を受けている余裕すらない」「次の仕事を精査したりスキルアップに時間をかけたうりする時間がない」ことが見て取れるそうです。うつ病等の気分障害によって傷病手当を受給する方もここ20年で8.6倍に激増しています。

社会保障制度の現状に目を転じたとき、長期に亘る貧困の大幅拡大の第2要因として社会保険の脆弱さ、縮小が挙げられます。ここ20年の雇用保険失業給付状況をみると、金額で4割減、期間も3割の大幅減の実態があります。離職しても労働市場に出ないか、次の仕事ですで見つかっていない人が離職票非交付者としてカウントされますが、特に有期雇用の人たちは自己都合退職として3ヶ月間の給付制限を待つていられない実態があると言います。

後藤先生はその上で、いわゆる「救貧」に属する生活保護に加えて「防貧」の重要性を説かれます。日本型雇用が壊れ、「きちんと家族が暮らせるような賃金」

が防衛ラインだった時代は過ぎてしまった後の共通基盤をどこに置くかが問題です。

「勤労者が普通の生活ができる」ことは、生活保護のいうナショナルミニマムとは相当の差がありますが、労働運動は「普通のミニマム」をめざすべきと後藤先生は説きます。

最低賃金は生活保護費の数パーセント増しをめざすべきで、この「余裕」は見識を保ち情報ネットワークを維持するために必須です。

江口栄一教授が「破壊される労働力」と称したように、貧困研究者、実践者の間ではかつて、「貧」を放置すると「困」になるという観念が共有されていましたが、今こそ中長期的な視点に立ち、この問題に取り組みなければならぬと後藤先生は言います。

生活保護運動には「広く訴える」「普通の勤労者、普通の青年に向けた大規模運動」を求めたい、コロナ禍の時代には世論を変える可能性もあるとして、後藤先生は論を締めくくられました。

特別報告

事務局・吉永純

この1年の特徴として、数は多くないが、東京での大きな前進が見られました。行政は、63条や78条返還請求を強めておりこの分野が多くを占め、「不正受給」が厳格化されています。



ケースワーカーはだいたい6月頃に収入を調査し、収入申告とのずれを調査するのですが、そのずれが100円200円違っても不正だという前提で保護利用者に接することになります。

以下、個別に報告します。

○「未分割遺産の資産性を否定して法78条による不正受給を認めなかった例」

未分割遺産が利用者に振り込まれたのを、役所が発見して不正受給だと主張し、その残余金で生活可能として保護廃止にした事案です。

裁判所は、遺産分割の手続きが完了するまでは本人は使えない、流用しているからといって戻してもいいので「利用し得る資産」ではない、不正受給ではないと認定しました。届け出をしていないからといって不正受給だとする流れに釘を刺した格好になります。

○「過誤支給にかかる遅延損害金を全部認容」

保護を申請した後、保護開始決定までの診療はとりあえず保険を使うことになり、保護が決定されるとその間の医療費が返ってくるようになりますが、その医療費を収入認定してしまつたという事案です。

3年ほどしてから福祉事務所は誤りを認めて返却したのですが、3年間の遅延損害金を出さず元金だけ返しました。その点を争い、高裁で勝訴し、遅延損害金を勝ち取りました。

○「精神障害者保健福祉手帳失効中の障害者加算削除の可否」

精神障害者保健福祉手帳は有期で認定され、手帳を所持し続けるには更新しなければなりません。有効期限が切れてしまい、後日再取得したのですが、その

間の空白部分の障害者加算について63条返還を求められた事案です。

しかし、障害は固定していてそれほど変動するはずはありません。実際、後日手帳は交付されています。

裁判所は、福祉事務所が障害者加算の要件該当性が失われたことを立証すべきだと認定しました。

○「生活保護ケースワーカーが、組織的バックアップなく、孤立した上に、被保護者が犯した死体遺棄事件に巻き込まれた事件」

生活保護利用者が犯罪をし、ケースワーカーが死体遺棄に協力させられた事件です。

そのケースワーカーは、毎日電話が2時間くらいかかってきて、無理難題を要求され、脅かされていました。職場の周囲の支援もありませんでした。本人は、マインドコントロールされていて、思考停止状態にされていました。裁判所は、これらの事情を汲んで、執行猶予判決を出しました。

○「法63条返還に関し、医療扶助費全額の返還決定を取り消した例」

急迫保護で生活保護開始されましたが、医療扶助費が多額を占めていました。後に資力があることが分かったのですが、福祉事務所は医療費10割の返還を要求したという事案です。

背景として、生活保護が開始されると国民健康保険の資格を喪失し、医療扶助で10割負担で行政が出すことになり

ます。しかしその負担は、4分の3が国で、自治体は4分の1にとどまります。国保負担より安いので、国保財政も合わせるため、自治体は助かることになり、そのため、国保の資格廃止を進められています。

しかし、利用者にしてみれば、国保資格を喪失させられて、本来なら3割で済むところを10割返還と言われてしまうことになります。

東京高裁は、裁量権を逸脱したとして取り消しました。

○「稼働能力についての裁決」

稼働能力について、本人が仕事を探すとどうやらそのまま判断するのではなく、調査して客観的に評価すべきだという裁決でした。

○「保護基準引き下げによる保護費の減額に対する答申」

保護費減額について、基準改定等という理由だけではだめで、なぜ保護費が下がったのか計算できるように記載しないといけないという答申が出ました。

ただし、計算は複雑で、どう記載すべきかは困難な問題です。

○「特別児童扶養手当受給者が20歳に到達し同手当を受給しなくなったことから、障害者加算を削除したことに対する裁決」

特別児童扶養手当は、20歳になると終了するので、申請をして障害年金をもらうことになるのが通常です。

ところが、障害認定が遅れることがあり、そのため、20歳到達時から認定まで障害者加算の根拠について空白期間が生じます。障害者加算の支給要件がなくなった

と判断する調査がされていない、きちんと障害年金申請を指導すべきだという裁決が出ました。

○「期間計算において初日不算入の可能性を認め、初日を参入して行つた法63条返還処分を取り消した裁決」

1ヶ月未満かどうかで63条返還となるかどうか決まります。ところが、実施要領の上では、入院については初日を参入するかどうかはつきりしていません。初日を入れると1ヶ月になるが、入れないと1ヶ月にならない事案で、実施要領がはつきりしないから1ヶ月以上と認定できないとして取り消した裁決でした。



名古屋地裁判決報告

事務局・岡田康平

2020年6月25日に名古屋地裁で、全国初の生活保護基準引き下げ訴訟（いのちのとりで裁判）の判決がなされました。

2点問題があります。
1点目は、自民党の政策、国民感情

国の財政事情を考慮することは可能だと
して、生活保護法8条を無視したことで

す。
2点目は、過去の最高裁判決との整合性がとれていないことです。最高裁が国民感情論を採用してこなかったのとはずれています。朝日訴訟が国民感情論に触れたのは、先例拘束性のない傍論部分で

した。そもそも今回の訴訟は前提も違います。その後の最高裁判決でも、国民感情論には触れていません。それは、最高裁として国民感情論を採用しないという現れです。またこの判決では、客観的データなども具体的に検討されています。

さらに、この判決の問題点は、原告らが主張していた、自民党の1割削減という公約の影響から政策的判断だった可能性を認定したにもかかわらず、それすらも逆に認めてしまっているところです。

これは、時代錯誤の絶対的貧困観に基づいた判決です。
例えば、1日の食事回数が3回の者が一定割合（6〜7割以上）いることを、「健康で文化的な生活を下回っている」とまではいえない者が一定割合存在する」と判示しました。

全く逆でしょう。1日に3食とれない人が3〜4割いることに目を向けられないいけません。

あまりにもひどい判決のために、突っ込みどころ満載です。高裁では、しっかりと主張する材料にしたいと思います。その意味で、今回の敗訴判決を、肉を切らせて骨を断つきっかけにしたいと思います。

また、裁判外での取り組みも重要で、こういった大規模な訴訟においては世論も大事です。この10月にも、不正受給でも何でもないことをバッシング報道されたということが未だにあります。より多くの方に問題点を知ってもらって、世論形成を拡大していかなければならないと考えています。



第一分科会報告

事務局・森田基彦

第一分科会は「あるべき生活保護の運用」と題して、近時の重要な裁判例の報告が行われた。(司会：田川、助言：木下・吉永 敬称略)

最初は、わらび法律事務所織田恭央弁護士より埼玉県新座市生活保護業務における障がい者加算の認定漏れ事例に関する報告を頂いた。事案は、平成14年以降10年以上新座市が事務手続き上のミスにより障がい者加算を支給しなかったことに対する取り組みである。新座市は、16世帯2135万円の未支給を認められたものの過去5年分だけ支給したにとどまった。これに対し、反貧困ネットワーク埼玉は全額支給と再発防止を申し入れ、被害弁護団を結成したものの、まだ受任には至っていないことである。

処分庁のミスを原因とする遡及支給については、今般、生活保護手帳別冊問答集で遡及期間を5年とすることが明示されたため、これまで個別の事件で3ヶ月を超えて遡及支給が認められてきたことが追認されたと言える。他方、会場より、別冊問答集では5年遡及が明示されたが、遡及支給された保護費の収入認定がある場合も明示されている点で運用に対する懸念の声が上がった。

次に、ひぐらし法律事務所山川幸生弁

護士より、板橋区生活保護返還訴訟(医療費63条返還)・東京高裁判決の報告を頂いた。事案は、何らかの資産が存在するが実質的に利用が制限されている状態で急迫保護による生活保護を開始した後、生活保護利用者(成年後見相当の認知症を患っている)の財産が明らかになくなったため、保護費58万4070円(うち医療扶助費489万7724円・10割負担)の返還決定がなされたというものである。これに対し取り消し訴訟を提起し、一審は敗訴したものの、東京高裁で逆転勝訴した(確定)。

高裁判決のポイントは、本件の事実関係のもとにあつては、資力があるものに対し急迫保護をすることは実質的不利益処分となりうる。とすれば行政手続法の趣旨から「説明」が必要。認知症の場合でも説明が必要(II説明・理解は不可能)であり、これを行わなかった処分庁の10割返還決定は不当というものである。

上記裁判例は事例判決ではあるものの、行政実務に対する影響力が大きくなる可能性があることから上告を行わなかったのではないかと議論があつた。最後に、木村真実弁護士、古田理史弁護士に78条に関するM区事件報告を頂いた。事案は、遺産分割未了の被相続人の財産をその生前から生活保護利用者の名義にて預り保管していたところ、処分庁が同口座の預金を確認し、廃止及び78条決定を行ったものである。

原審は保護利用者が父の資産として保管していたことを認定し勝訴し、現在控訴審が継続中である(本年11月19日判決・勝訴)。

また最後に、当事者より発言があつた。

各地において生活保護裁判の理論的深化が図られており、今後さらに生活保護を巡る権利擁護の戦いが発展する希望を感じさせる分科会となった。



第二分科会報告

事務局・民谷渉

第二分科会は、「路上生活からの住宅確保、新型コロナウイルス感染症と生活保護」と銘打ち、様々な方からご報告をいただき、活発な議論が行われました。第2分科会の司会(兼報告者)は現地の佐藤宙弁護士、助言者には皆本郁さんという体制でした。

最初の報告は、小金井市議会議員の片山かおるさんから、多摩30自治体を対象とした、生活保護申請時の対応や無料定額宿泊所についてのアンケート調査についてでした。2020年7月から8月にかけてのアンケートによって、野宿者の方が生活保護の相談に行つた際などに、アパートへの直接入居をさせず、自治体が無料低額宿泊所を多用していることなど、様々な問題点が見えてきました。

2番目の報告は、NPO法人さんきゅうハウス理事の大沢ゆたかさんからの報告です。路上生活をされている野宿者が、住宅を確保しようとしても、無料低額宿泊所への入所が条件となることに抵抗があつたり、アパートを確保しようとしても、不動産を借りることができな

ったり、保証会社が通らなかつたり、様々な課題が出てきます。アパートでの生活を始めても、生活・金銭管理能力が不足していたり、介護が必要だつたり、何らかの障害があつたりと、多くの課題が出てきて、対処が必要で、様々な支援をされているということでした。

3番目の報告は、権利としての直アパ申請というテーマで、司会の佐藤宙弁護士からでした。本来、居宅がない方が生活保護の申請を行った場合、福祉事務所は、無料低額宿泊所を介さずに、アパートへの入居費用を出すことが原則であるはずですが、実務では、原則と例外が逆転しており、アパートへの入居費用はなかなか出さないため、申請をしつかり行う必要があるという報告でした。

4番目の報告は、元福祉事務所職員の乾美枝子さんから、福祉事務所での長年の生活保護実務のご経験から、直アパを許可する際の物件確保の課題をどう考えるか、という報告でした。契約できる物件がなかなか見つからないということや、携帯電話がないと保証会社の審査が通らない、という課題も沢山あるということでした。

5番目の報告は、一般社団法人つくろい東京ファンドの稲葉剛さんから、「ハウジングファーストとコロナ禍における生活困窮者支援の課題」という内容で行われました。ハウジングファーストの理念に基づいた住宅支援の実践内容や、自治体の対応がまちまちであること、支援の継続の困難さ、などがまず報告されました。2020年以降のコロナ禍における支援の状況についても詳しく説明がありました。緊急相談を行つたり、水際作戦を行う福祉事務所への交渉、独自の個

室シェアリングなどを次々とされているようですが、本来、もっと公的な責任でセーフティネットを整備すべきではないか、ということでした。

助言者の皆本さんによれば、兵庫県では、家のない方が相談をすると、生活困窮者自立支援法の一時生活支援事業を活用するため、施設に入ることにはならず、契約できるアパートも沢山あるので、早期にアパートに入居できる、ということですが、もともと、一部の自治体は、長期間、無低に入居させるという取り扱いをしているところもあり、ばらつきがある、とのことでした。重要なのは、本人の権利が行使できるよう、本人に選択肢が与えられることであるのに、それが福祉事務所ですべて守られていない、というのは大きな問題だ、ということでした。

その後の質疑応答では、住居確保給付金の問題や、今後の無低の動きなど、最新の情報をもとに、さらに掘り下げた議論が行われました。

以上のように、第二分科会では、当事者、行政の経験者など様々な方が参加され、特に関東の無料低額宿泊所の問題などにつき、活発な意見交換が行えました。

